

< 一般委託 >

横須賀市公共下水道全体計画(雨水)変更等業務委託 仕様書

横須賀市公共下水道全体計画(雨水)変更等業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙のとおり
2	履行期間	契約日から令和3年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市小川町11番地
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり 次年度に予定している委託のための予算が市議会で承認され、作業内容等について協議を行い両者が合意した場合は、次年度の作業委託を契約する予定がある。
6	関係法規	別紙のとおり
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)受託者及び管理技術者は、平成22年4月1日以降に、人口20万人以上かつ全体計画(合流+雨水)面積5,000ha以上の地方公共団体が発注した、以下に関する業務の内1つ以上を実施した実績を有すること。 ・全体計画(雨水)の策定又は変更業務 ・雨水管理総合計画策定及びこれに類似する計画策定業務 (2)管理技術者は、技術士(上下水道部門-下水道)を有すること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市上下水道局 技術部 計画課 吉田

< 指示又は希望事項 >

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

# 横須賀市公共下水道全体計画（雨水）変更業務委託 仕様書

## 1 業務目的

下水道における浸水対策について、汚水処理と雨水排除の整備区域を概ね同一とし、雨水整備については計画区域全域において一律の整備目標で対策を進めることを基本とし、一般に浸水被害の状況等を勘案し事業を実施している。

しかし、近年では「再度災害防止」に加え「事前防災・減災」、「選択と集中」等の観点から、浸水リスクを評価し、浸水対策の優先度の高い地域を中心に段階的に事業を推進する必要がある。

本市では、令和元年度から令和2年度にかけて「雨水管理総合計画」のうち、当面・中期・長期にわたり下水道による浸水対策を実施すべき区域や整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定める「横須賀市雨水管理方針」の策定に向けた検討を行っている。

本業務では、この雨水管理方針で検討している内容をふまえ、長期の施設計画である、全体計画（雨水）を策定することを目的とする。

## 2 業務期間

契約の日から令和3年3月31日まで

## 3 業務対象

全体計画（雨水）変更業務

## 4 業務条件

「下水道用設計標準歩掛表 令和元年度 - 第3巻 設計委託 - 」に基づき、業務条件は以下のとおりとする。

### (1) 全体計画（雨水）変更業務

（単独公共下水道，流域関連公共下水道）  
（汚水・雨水計画共，汚水計画のみ，雨水計画のみ）

対象区域：約 4,928ha 区域は別添図のとおり

### (2) 測 量 （あり，なし）

### (3) その他条件

計画策定にかかる基礎資料、基本事項（計画区域、計画降雨強度及び流出係数等）は、「横須賀市雨水管理方針」の検討結果に準拠する。

施設計画は、横須賀市雨水管理方針で定める「段階的整備方針」を見据えたものとする。

また、雨水管きょ計画は、既設管きょ（幹線および枝線）を対象として動水位を用いた流下能力の評価を行う。

業務対象区域は「東地区（うち約 4,928ha）」とするが、施設計画の対象範囲は、合流区域<sub>1</sub>及び直流区域<sub>2</sub>（約 1,659ha）を除いた区域を

想定している。

- 1 排除方式が合流式下水道である区域
- 2 公共下水道整備が不要な区域

全体計画（雨水）変更業務については、次年度に西地区（約 1,611ha）を予定している。

合流区域の施設整備計画については、本市で別途実施中の「横須賀市公共下水道全体計画（汚水）変更等業務委託」と整合を図るものとする。吐口に関する変更等については、必要に応じて施設管理者等と協議を行う。

## 5 業務内容

本業務の内容は以下に示すとおりである。

:対象作業

	作業項目	雨水管理方針	本業務
1. 基礎調査	1-1.現地踏査	-	
	1-2.都市計画関連資料収集整理	-	
	1-3.汚水計画関連資料収集整理	-	-
	1-4.雨水計画関連資料収集整理	-	
	1-5.既存の下水道及びし尿処理の状況	-	-
	1-6.まとめと照査	-	
2. 下水道整備の基本方針の確認		-	
3. 基本事項の検討	3-1.整備目標		-
	3-2.計画区域の確認		-
	3-3.計画フレームの設定	-	-
	3-4.汚水量原単位	-	-
	3-5.計画汚水量	-	-
	3-6.汚濁負荷量原単位	-	-
	3-7.計画汚濁負荷量	-	-
	3-8.計画降雨強度		-
	3-9.流出係数の算定		-
	3-10.設計基準の確認	-	
	3-11.まとめと照査		
4. 根幹的施設の配置の検討	4-1.処理場位置の選定	-	-
	4-2.放流水質の概略検討	-	-
	4-3.幹線ルートの検討	-	
	4-4.ポンプ場の必要性の検討	-	
	4-5.まとめと照査	-	
5. 雨水管きょ計画	5-1.測量(別途計上)	-	-
	5-2.既設水路の概略流下能力	-	
	5-3.平面図	-	
	5-4.流量計算	-	
	5-5.縦断面図	-	
	5-6.吐口の検討	-	
	5-7.関連管理者協議用図書	-	
	5-8.雨水流出抑制対策必要性の検討	-	
	5-9.まとめと照査	-	
6. 雨水ポンプ場計画	6-1.容量計算	-	
	6-2.施設計画	-	
	6-3.図面作成	-	
	6-4.関連管理者協議用図書	-	
	6-5.まとめと照査	-	
8. 財政計画の策定	8-1.概算事業費	-	
	8-2.事業計画	-	-
9. 提出図書の作成		-	
10. 計画協議		-	

## 6 提出図書

本業務の提出図書は以下のとおりとする。なお、体裁や部数は標準であり、監督員と協議の上決定する。

- |  |         |
|--|---------|
| (1) 下水道全体計画図書                                  |         |
| ア 下水道全体計画説明書                                   | A4判製本5部 |
| イ 下水道全体計画一般図（雨水）（縮尺 1/10,000 程度）               | 白焼き 5 部 |
| ウ 区画割施設平面図（雨水）（縮尺 1/2,500 程度）                  | 白焼き 5 部 |
| エ 管きょ縦断面図 水位線含む<br>（縮尺横 1/2,500 程度，縦 1/100 程度） | 白焼き 5 部 |
| オ 管きょの流量計算書                                    | 白焼き 5 部 |
| カ ポンプ施設，処理施設平面図（縮尺 1/1,000 程度）                 | 白焼き 5 部 |
| (2) その他関係図書                                    |         |
| (3) 打合せ議事録                                     |         |
| (4) 電子成果品一式                                    |         |

## 7 準拠図書

本業務では以下に示す図書の最新版に準拠する。

- (1) 雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（国土交通省）
- (2) 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
- (3) 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
- (4) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (6) 下水道事業におけるコスト縮減の取り組みについて（日本下水道協会）
- (7) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (8) 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（国土交通省）
- (9) 下水道総合浸水対策計画策定マニュアル（案）（国土交通省）
- (10) 官民連携した浸水対策の手引き（案）（国土交通省）
- (11) 下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（国土交通省）
- (12) 水位周知下水道制度に係る技術資料（案）（国土交通省）
- (13) 内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（国土交通省）
- (14) 水害ハザードマップ作成の手引き（案）（国土交通省）
- (15) 下水道管きょ等における水位等観測を推進するための手引き（案）（国土交通省）

業務期間中に、本業務に関連する新たなガイドライン等が示された場合は監督員と協議し内容を適切に反映させる。

## 8 計画協議

計画協議は、5回（第1回協議、中間協議3回、最終協議）を原則とする。

## 9 照査

照査技術者は、計画内容及び図書の妥当性について照査を行い、監督員に報告する。

■ : 東地区  
(うち、対象区域約4,928ha)

■ : 西地区

